

## 多賀城市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市選挙管理委員会委員長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月22日

多賀城市監査委員 佐伯 光時  
多賀城市監査委員 板橋 恵一

### 記

- 1 監査対象部署  
選挙管理委員会事務局
- 2 監査結果の報告日  
令和2年3月27日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日  
令和2年4月10日
- 4 措置状況報告の内容  
別紙のとおり

# 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年3月19日
- 3 監査対象部署 選挙管理委員会事務局
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	契約に係る検査報告書について、その検査復命起案の決裁権者に誤りが見られた。	本指導事項は、契約に係る検査復命起案の決裁権者が事務局長専決であるのに委員長決裁にしていたものである。 再発防止の対策として、令和2年3月27日に事務局内で指導事項の情報共有を行い、今回誤りがあった文書にメモを書いた付箋を添付し、担当者に異動があった場合でも同じ誤りをしないように対策を講じた。